

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税課税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、個人住民税課税事務(以下「課税事務」)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

また、課税事務における税情報は地方税法第22条等の罰則規定により重い守秘義務が課せられている個人情報であることを認識し、個人情報の保護に関する法律、座間市個人情報保護条例等の個人情報保護に関する関係法令を順守するとともに、組織として個人情報の管理体制を明確にし、人的・物理的セキュリティ、不正アクセス等への対策を策定し、履行し、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

### 特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

## 評価実施機関名

座間市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税課税に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)及び地方税法に基づく座間市市税条例(昭和60年10月1日条例第42号)により、座間市内に住所又は事務所を有する個人に対し、行政上の諸施策の基盤として個人に対し税負担を求め個人住民税の賦課を行っている。なお、個人住民税賦課事務に当たり、当該課税年度の初日の属する年の前年の所得、控除、扶養等の情報を随時調査等を行い適正に捕捉している。</p> <p>地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 座間市内に住所又は事務所を有する個人の個人住民税に関する申告(法定調書の提出を含む。)の受付</p> <p>② 個人住民税の課税台帳の管理</p> <p>③ 個人住民税賦課決定</p> <p>④ 個人住民税税額決定の通知</p> <p>⑤ 個人住民税の納税義務の拡張及び継承の調査</p> <p>⑥ 個人住民税の減免の適正調査</p> <p>⑦ 個人住民税の配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に係る調査</p> <p>⑧ 個人住民税の寡婦(夫)控除の適用に係る調査</p> <p>⑨ 個人住民税の障害者控除の適用に係る調査</p> <p>⑩ 個人住民税の課税(家屋敷課税)に係る調査</p> <p>⑪ 座間市の住民基本台帳に記録されていない個人への個人住民税の賦課及び住民登録地への通知</p> <p>⑫ 給与所得に係る個人住民税の特別徴収義務者への特別徴収税額の通知</p> <p>⑬ 個人住民税の特別徴収に係る給与所得者の変更に関する届出</p> <p>⑭ 国税庁からの国税情報(所得税確定申告及び法定調書)の収集及び国税庁への扶養是正情報の提供(国税連携)</p> <p>⑮ 賦課期日における住民登録地への課税情報提供</p> <p>⑯ 退職所得に係る分離課税分の個人住民税申告納入書の受付</p> <p>⑰ 個人住民税課税(非課税)証明書の交付</p> <p>⑱ 公的年金等所得に係る個人住民税の特別徴収義務者(日本年金機構等)への特別徴収税額の通知</p>
③システムの名称	<p>(1) 個人住民税課税管理システム</p> <p>(2) 宛名システム</p> <p>(3) 情報連携システム</p> <p>(4) 中間サーバ</p> <p>(5) 地方税ポータルシステム(=eLTAXシステム)</p> <p>(6) 国税連携システム</p> <p>(7) 申告支援・課税資料管理システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法</p> <p>・第9条第1項(利用範囲)</p> <p>・別表第1 第16項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>

②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 2 番号法別表及び別表第2</p> <p>&lt;別表第2における情報提供の根拠&gt; 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、 57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、 103、 106、107、108、113、114、115、116、119、121の項</p> <p>&lt;別表第2における情報照会の根拠&gt; 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関する事務」が含まれる項 第27の項</p>
---------	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画財政部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	座間市企画財政部市民税課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8833(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

